

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝日村長

市町村名 (市町村コード)	朝日村 (20451)	
地域名 (地域内農業集落名)	上組地区 (上組)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・かん水設備がなく難しい(担い手はかん水のあるほ場で耕作する。ため池の水は田で利用する分しかない)。
- ・新興団地に隣接してでき農業がしづらくなっている。
- ・親子で農業をしていますが、親がやめてしまったら子が続けていくか不明。
- ・どうしていけばよいかわからない。
- ・猿の被害がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・新しい作物の検討や農業体験をするなど今までと違う取組も取り入れていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.91 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.91 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の一団の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構への貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者と現耕作者の貸付意向時期に配慮し、担い手が確保できた場合は段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
積極派と慎重派両方いるため要検討。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、農地を貸付ける。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者が管理していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣防護柵を適正に管理しながら、鳥獣害に強い作物も検討していく。